

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年2月24日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

専決第2号

八幡浜市役所八幡浜庁舎前市道において発生した接触事故に係る相手方との和解及び損害賠償の額の決定について

標記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年1月25日

八幡浜市長 大城 一郎

記

1 和解の相手方

八幡浜市

2 和解の内容及び損害賠償の額

- (1) 令和2年12月2日午前11時27分ごろ、八幡浜市北浜一丁目1番1号八幡浜市役所八幡浜庁舎前の庁舎敷地と市道の境界付近において、同庁舎正面ロータリーから市道北浜4号線に進入しようとした市所有車両と、同市道から同ロータリーに右折しようとした相手方自転車が出合頭で接触したため、相手方は転倒し、負傷した。

このため、治療費その他の通院に係る費用の全額を市が相手方に支払う。

- (2) 相手方は、この件に関して今後いかなる事情が発生しても、その余の請求は行わない。
- (3) 損害賠償の額 111,800円